

西条市ふるさと納税協力事業者募集要項改正について（概要等）

令和3年6月24日
西条市役所 地域振興課

標記の件について、お知らせさせていただきます。

1 要項の改正日

令和3年7月1日

2 改正の概要

- 協力事業者に対し返礼品の品質等の対応を明記します。
- 事業者及び返礼品が要件に適合しなくなった場合に、選定を取り消す事項を追加します。
- 自社製品以外の商品を返礼品として出品する場合にそれぞれのポータルサイトにおいて製造元ごとに、毎年度5点以内の出品とします。なお、他の地場産品とセットの場合は上記5点以内に含みません。
 - (5点以内に含まれる例)
 - ・ A飲料（350ml）1ケース
 - ・ A飲料（350ml）2ケース
 - ・ A飲料（350ml）のみの定期便 など
 - (5点以内に含まれない例)
 - ・ A飲料（350ml）1ケースと西条市産のお米のセット
 - ・ A飲料（350ml）1ケースとB飲料（350ml）1ケースのセット
 - ・ A飲料（350ml）とA飲料（500ml）各1ケースのセット など
- 同日に同一返礼品の申請があった場合は後日抽選を行います。
- 出品に関して、製造元を優先する事項を明記します。